

あて先) 長洲町教育委員会教育長 様

モバイルルータ及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項 (☑をつけてください)

下記、「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

令和\_\_年\_\_月\_\_日 長洲町立\_\_\_\_\_学校 \_\_年\_\_組\_\_番 お子様氏名

保護者氏名\_\_\_\_\_印

(自署のみ押印省略可)

### 貸与に係る留意事項

(モバイルルータ及び付属品)

○GIGA スクール構想に基づき、町立学校に在籍する児童生徒にモバイルルータ等機器 (以下「貸与機器」という。) の無償貸与を以下のとおり実施します。貸与機器の利用に係り、本書の提出をお願いします。

○貸与期間は 令和3年7月20日 ~ 令和3年8月26日 までとします。

町内転校、中学校へ進級する際は再度提出していただく必要があります。

○学校長より返却を指示された場合は、貸与機器を遅滞なく返却してください。

○貸与機器の取扱いについては、下記の点に十分注意してください。

#### 記

現在、自宅にインターネット環境がありません。

モバイルルータの貸与申請にあたり、私たち世帯の税に関する情報を学校教育課で確認されることに同意します。

公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。本町において貸与機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る本町が契約している通信量 (5G/月) を超える通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭でご負担をお願いします。

貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。

(1) 貸与機器を利用者以外の者 (利用者を指導する教職員を除く。) に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与機器を学習活動以外に使用すること。

(5) 貸与機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。

(6) その他、機器貸与の目的に反すること。

貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

※原則、1世帯あたり1台の貸与となります。